

わか もの し
こども・若者のみなさんにも知ってほしい！

あたら
新しくなった

じ どう ふく し ほう
児童福祉法

みなさんは、
ふだんこんなことを
おも
思っていますか？

はなし き
話を聞いて
ほしい……

いえ
家にいるのが
つらい……

すべてのこどもや若者は、愛され、
まも
守られながら育つ権利があります。

こどもたちのために、
こどもたちを育てる大人のために、
必要なことを決めた法律が
児童福祉法なんです。



じ どう ふく し ほう じ どう ぎゃくたい ぼう し ほう つぎ き
児童福祉法(と児童虐待防止法)では次のようなことを決めています。

ぎゃくたい たいばつ
虐待、体罰をしてはいけないこと

ぼうりよく う せい き じ ぶん たいせつ
暴力を受けること/おしりや性器など自分の大切なところを
さわられたり見られたりすること/食事が与えられなかったり、
ちようじ かんほお ころろ ます こと ば
長時間放っておかれること/心が傷つくような言葉をかけられること
などは「虐待」です。また、どのような理由があっても
「体罰」はしてはいけないとされています。

× ×
たい ばつ ぎゃくたい
体罰 虐待

わたし み ちか
私たちに身近な
ほう りつ
法律なんだね

か てい じ ぶん い ば しょ おも
家庭や自分の居場所でつらい思いを
しているこどもが、相談できたり守って
もらえる場所や仕組みをつくること



じ どう そうだんじょ
児童相談所など



さとおやせいど
里親制度



じ どう よう ご し せつ
児童養護施設など

すべてのこどもが健やかに育つための
場所をつくること



ほ いく しょ
保育所



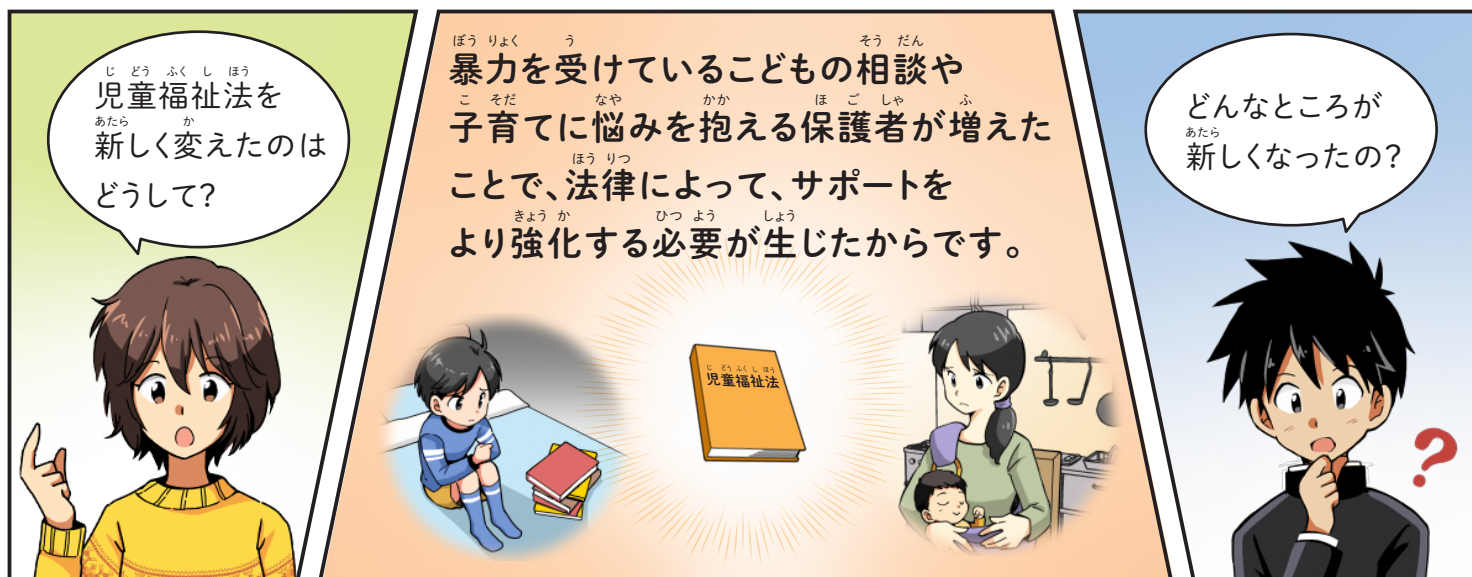
じ どう かん
児童館



ほう か ご じ どう
放課後児童クラブ



じ どう はったつ し えん
児童発達支援センター



子どもたちや

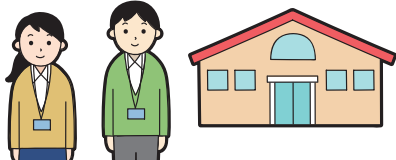
子育てに悩んでいる人のために、
次のようなサポートを強化しました。



いろいろ新しく
なっって心強いね！

安心・安全な居場所をつくる

家や学校に居場所がないと感じる子どもにも安心して
安全に過ごせる居場所をつくり、必要な場合には、
専門的なサポートが受けられるようにします。



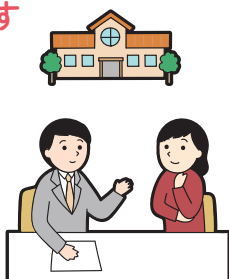
子どもの意見を聴く

さまざまな事情によって子どもを保護する必要がある
場合には、子どもの意見を聴くことが決められました。



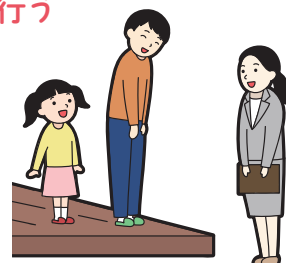
子育てに悩んでいる保護者が 相談できる場所を増やす

子育て中の保護者が相談できる
子ども家庭センターをつくるなど、
子どもが生まれる前から相談
できる場所や人を身近な地域に
増やします。



子育て家庭のサポートを 早期からしっかり行う

訪問による家事支援を
はじめとしたさまざまな
サポート方法を
増やします。



子ども・若者のみなさんの悩み／親の
子育ての悩みを「電話」や「SNS」で
お気軽にご相談できます。

<https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/soudan/tel/>



子どもまんなか
子ども家庭庁

ホームページは
こちらから

